

要 望 書

平成 21 年 8 月 4 日

警察庁長官 殿

(写 ; 内閣府犯罪被害者等施策推進室長
福岡県警察本部長及び公安委員長)

犯罪被害者家族の会ポエナ
会長 小林邦三郎
(TEL048 - 734 - 6810)

犯罪被害者等給付金の不支給に関して

1996 年 2 月に父親が殺害され、2002 年 3 月に発覚した北九州市小倉北区の監禁殺人事件で、自らも監禁された女性 (発覚当時 17 歳) に対し、2007 年 3 月県公安委は、犯罪被害者等給付金支給法が申請期限を「犯罪被害が発生してから 7 年」と定めていることを根拠に不支給を裁定しました。

2005 年 9 月の福岡地裁で父親殺害が認定されたことを受け、06 年 2 月に県公安委員会に給付金を申請したのですが、女性が監禁状態から抜け出せたのは父親の殺害から 6 年後のことであり、しかも殺害認定まで 3 年余の時間を必要とした事件にもかかわらず、申請期限の時効を主張したものです。

この事は給付金支給目的を全く理解されておらず、法の平等を踏み躪る行為であり、強い怒りと理不尽さを感じております。特に助けを必要とする者への援助が無ければ、給付金を支給する意義が存在しないこととなります。2008 年 12 月、女性は裁定の取り消しを求めて福岡地裁に提訴していますが、当該被害者への支給を速やかにご検討いただけますよう、ご配慮を心からお願い申し上げます。

記

1、 犯罪被害者等給付金の目的

- (1) 援助するための措置を講ずることにより、早期の被害軽減に資することを目的としている。
- (2) 支給することが前提であり、受取るための資格が備わっている。
- (3) 本人が監禁されており、11 歳から 17 歳という少女期の長期間を失い、心身ともに深く傷を負っていることを考慮されておらず、判断できる状態に無かった未成年の被害者に対しては特別の配慮を検討すべきである。

2、 告知の責任

- (1) 「足立区女性教師殺害時効事件」において当会が足立区に要望書を提出したように、時効は後々に明らかになる事件の発生日時からではなく、「事件の発覚」から始まることを検討すべきである。
- (2) 制度について知らない人もいることが考えられ、給付金制度を教える責任が発生し平等に支給されることが原則であり、それによって国家としての責任の履行といえる。今回の事例は今後も起こりうることが十分に考えられ、法務省において殺人事件の時効撤廃の議論が深まるなか、「発生から 7 年」という期限そのものの見直しが必要である。
- (3) 私も 13 年前に息子を亡くしているが、池袋署の担当刑事より詳しく説明を受け、書類も頂いている。各警察署による対応が異なることがあれば平等に欠け、人権の侵害に値する行為である。

3、 給付金の種類

- (1) 遺族給付金（父親の殺害）と障害給付金（本人が監禁され心身の障害が残る）が該当するものと思われるが、共に支給されていないことが理解できない。

我が子を犯罪で亡くした者として、このような理不尽な報道を見たり聞いたりする度に、心が痛み忘れえぬ記憶として残ります。どうか法の平等をご認識頂きまして、給付金の支給が実現されますことを信じ心から切にご要望申し上げます。

以上